

熊本市職員の退職管理に関する条例の制定について

熊本市職員の退職管理に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第38条の2第8項並びに第38条の6第1項及び第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者(同条第1項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第8項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(市長への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定

する退職手当通算予定職員をいう。)であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、市長に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(市長による公表)

第4条 市長は、毎年度、前条の規定による届出について、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提出理由)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第8項並びに第38条の6第1項及び第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。